

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の
整備及び管理運営事業
(PFI 事業)

募集要項

平成 12 年 3 月

茨城県 土木部 港湾課

目 次

本募集要項の目的	1
用語の定義	2
1 事業の概要	3
2 事業者の選定等	5
3 応募の条件等	6
4 応募の手続等	7
5 審査方法, 審査事項	8
6 提案に関する条件	9
7 様式集	20

本募集要項の目的

常陸那珂港港湾管理者 茨城県 (以下「港湾管理者」という。)は、常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設 (以下「ターミナル施設」という。)の整備及び管理運営事業 (以下「本事業」という。)について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)第 5 条の規定に基づき、実施方針を作成して、平成 12 年 3 月 23 日これを公表し、同日、PFI 法第 6 条の規定に基づき特定事業として選定しました。

これを受けて、本事業を実施する民間事業者 (以下「事業者」という。)を募集することとします。

本事業を実施しようとする事業者は、本募集要項に基づき、提出期限までに企画提案書等所定の書類を、港湾管理者に提出してください。

用語の定義

- 「港湾管理者」とは、常陸那珂港港湾管理者 茨城県をいう。
- 「事業者」とは、PFI 法第 7 条第 1 項の規定により選定された民間事業者をいう。
- 「PFI 法」とは、平成 11 年 9 月施行の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) をいう。
- 「PFI 事業」とは、PFI 法に基づき事業者が行う民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業をいう。
- 「ターミナル施設」とは、常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナルの岸壁 (港湾管理者が国から管理委託された-14m, -12m及び-10m岸壁), 港湾管理者が岸壁の背後に整備したコンテナヤード, 港湾管理者及び事業者が岸壁及びコンテナヤードに設置するガントリークレーン, トランスファークレーン等の施設を総称したものをいう。
- 「ターミナル施設の管理運営」とは、ターミナル施設を第三者が使用可能な状態に整備・保持すること及びターミナル施設を第三者に使用させること (そのための利用調整を含む。) をいう。
- 「契約」とは、事業者と港湾管理者が結ぶ事業協定をいう。
- 「荷役機械」とは、ガントリークレーン及びトランスファークレーンをいう。
- 「荷役設備」とは、管理棟, CFS, くん蒸上屋, 出入ゲート, ターミナル舗装, ターミナルオペレーションシステム, シャーシ, トラクターヘッド等輸送機器, その他荷役上必要な設備をいう。
- 「不可抗力」とは、暴風, 豪雨, 洪水, 高潮, 地震, 地滑り, 火災, 騒乱, 暴動その他の自然的又は人為的な現象であって, 港湾管理者及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。

事業の概要

(1) 事業の名称

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

常陸那珂港港湾管理者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋本 昌

(3) 事業場所

茨城県那珂郡東海村照沼地先

(4) 事業目的

平成12年4月の供用開始を予定している常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して整備及び管理運営を行い、利用効率とサービス水準を向上させるとともに、利用促進を図る。

(5) 提供される公共サービス

ア 公共サービスの内容

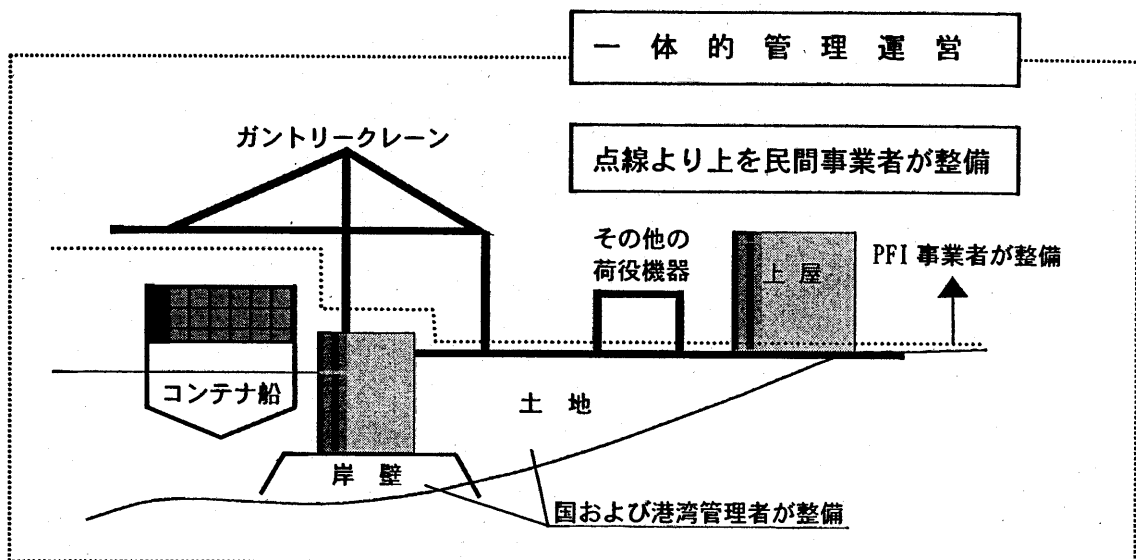
ターミナル施設を良好な状態で船社等第三者に利用させること及び利用促進を図ること。

イ 公共サービス提供のために事業者の行う事業

a 国又は港湾管理者所有に係る施設を補完するターミナル施設の整備

b ターミナル施設全体（国又は港湾管理者の所有に係る施設を含む。）の一体的管理運営

c 取扱貨物目標確保のための船社及び荷主誘致活動



(6) 事業期間および事業期間終了時の措置

ア 事業期間

事業期間は、契約締結の翌日から20年間とします。

イ 事業期間終了時の措置

事業期間終了時には、原則として事業者はターミナル施設を原状回復させ、事業を終了するものとします。ただし事業者と港湾管理者とが協議により合意した場合には、事業者は事業の継続又は整備した施設の港湾管理者への無償譲渡を選択することができるものとします。

(7) 遵守すべき根拠法令等

PFI法、港湾法(昭和25年法律第218号)、港則法(昭和23年法律第174号)、茨城県港湾施設管理条例(昭和34年茨城県条例第3号)、その他関連法令、条例、規則等とします。

2 事業者の選定等

(1) 事業者選定のスケジュール

事業者の選定は、以下の日程により実施します。ただし、いずれも、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には受付等を行いません。

質問受付期間	平成12年4月3日～4月5日
質問回答期日	平成12年4月7日
募集受付期間	平成12年4月10日～4月14日
審査結果通知, 結果の公表	平成12年4月下旬(予定)
契約締結	平成12年5月(予定)

事業者選定に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

茨城県土木部港湾課(常陸那珂港整備推進担当)
郵便番号 310-8555 水戸市笠原町978番6
電話 029(301)-4530 FAX 029(301)4538

(2) 優先交渉者の選定

ア 審査

港湾管理者が設置した審査委員会の審査により、優先交渉権者を選定します。

提出書類の内容が港湾管理者の策定した審査基準に適合している者の中で、最も優れた提案者を最優秀提案として選定します。なお、必要に応じて優先交渉権者の次点者を選定する場合があります。

イ 契約の締結

審査によって決定された優先交渉権者と港湾管理者との間で交渉を行い、事業の実施に関する契約(以下「本契約」という。)を締結します。協議が整わない場合には、次点者との協議を行う場合もあります。

3 応募の条件等

(1) 応募資格等

- ア ターミナル施設の整備及び管理運営を十分に実施できる技術、知識、能力、資金調達力、信用等を有し、本契約に基づき事業を実施する能力を備えたものであること。
- イ 公共施設としてのターミナル施設の重要性を認識し、公平性及び公共性を確保するとともに、本契約に従った業務の遂行を図れること。
- ウ 茨城県から指名停止とされていないこと。
- エ 1社での応募及びグループでの応募が可能であること。

(2) 応募の条件

- ア 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- イ 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。
- ウ 提出した書類の内容の変更は認めません。
- エ 応募に関して使用する言語は日本語、使用する単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円とします。
- オ 応募者から提出された書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、港湾管理者は、提案された書類の内容を無償で使用できるものとします。
- カ 応募者は、港湾管理者から提供された資料を応募に係る検討以外の目的で使用することはできません。また港湾管理者の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することもできません。

4 応募の手続等

(1) 質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。質問は文書で行うこととし、電話及びファクシミリによる質問並びに事業に応募する意志のない者の質問は受け付けません。なお、質問書については、直接提出場所まで持参して下さい。

ア 受付期間 平成12年4月3日(月)から平成12年4月5日(水)まで

イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 受付場所 茨城県土木部港湾課(常陸那珂港整備推進担当)

(2) 質問に対する回答

募集要項等に関する質問に対する回答書を作成し、平成12年4月7日(金)午前10時から正午まで質問の受付場所において配布します。

(3) 提案書の提出

応募者は、次により必要書類を提出して下さい。

ア 受付期間 平成12年4月10日(月)から平成12年4月14日(金)まで

イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 受付場所 茨城県土木部港湾課(常陸那珂港整備推進担当)

エ 提出部数 10部

オ 提出書類

a 資格審査申請書 (様式1)

(a) 定款 (最新のもの)

(b) 会社概要 (最新のもの)

(c) 印鑑証明書 (提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)

(d) 使用印鑑届 (提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)

(e) 納税証明書 (地方税を含む。提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)

(f) 法人登記簿謄本 (提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)

(g) 貸借対照表 (直近の実績)

(h) 損益計算書 (直近の実績)

b 企画提案書提出届 (様式2)

(a) 技術提案書(事業形態の考え方、官民の役割分担の考え方、管理運営の方法、港湾運送の方法、整備する荷役機械及び荷役設備の仕様及びその考え方及び利用促進の方法を必ず記載すること。)

(b) 事業計画提案書(事業計画(取扱貨物目標量、収支計画、資金計画及び設定料金を必ず記載すること。)及びリスク分担表(港湾管理者と事業者のリスク分担についての考え方を示すこと。))

c 質問書 (様式3)

(4) その他

ア 提案を辞退する場合には、提案辞退届(様式自由)を平成12年4月21日(金)までに、提出してください。

イ 次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (7) 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (1) 本要項に違反すると認められる行為があった場合

5 審査方法、審査事項

港湾管理者において審査委員会を設置して審査を行います。審査事項は以下のとおりとし、審査結果は提案書の提出者に文書で通知するとともに、茨城県報に掲載します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

(1) 資格審査

提出された資格審査申請書をもとに、本事業を長期的かつ安定的に実施できる能力の有無等について審査します。

(2) 技術審査

ターミナル施設の整備及び管理運営方法、利用促進の方法等について、その内容の優秀性を審査します。

(3) 事業計画審査

収支計画、資金計画及びリスク分担の考え方について、提出された事業計画提案書をもとに審査します。